

工事現場に掲示が必要な標識類

令和5年4月1日時点

⑬ 建築基準法による確認表示板（対象工事のみ）

建築基準法による確認済	
確認年月日番号	
確認済証交付者	
建築主又は 建築造主氏名	
設計者氏名	
工事監理者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
建築確認に係る その他の事項	

25cm以上

35cm以上

掲示根拠

- ▶ 建築基準法第89条第1項
- ▶ 建築基準施行規則第11条

掲示場所

- ▶ 工事現場の見やすい場所

寸法規定等

- ▶ 縦25cm × 横35cm 以上

⑭ 解体工事業者登録票（解体工事の場合）

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	栃木県知事（登-〇〇）第〇〇号
登録年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
技術管理者の氏名	

25cm以上

35cm以上

掲示根拠

- ▶ 建設業法第40条
- ▶ 建設リサイクル法第33条

掲示場所

- ▶ 公衆に見やすい場所

寸法規定等

- ▶ 縦25cm × 横35cm 以上

⑮ 再利用資源利用（促進）計画（一定規模以上の工事に該当の場合）

掲示根拠

- ▶ 平成3年建設省令第19号
- ▶ 平成3年建設省令第20号

掲示場所

- ▶ 公衆に見やすい場所

寸法規定等

- ▶ なし

※本市における「土木工事現場における表示施設等の設置基準」及び「道路工事保安施設設置基準」の取扱いについては、平成19年2月26日那須塩原市事務連絡の別添資料のとおり、準用することとする。